

令和5年度 第1回甲斐市水道審議会

令和5年7月19日（水）午後4時～
竜王庁舎本館3階 大会議室

【次 第】

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長・副会長の選任
- 4 会長あいさつ
- 5 諮問「適正な水道料金」の見直しについて
- 6 職員紹介
- 7 案 件
 - (1) 水道審議会について
 - (2) 甲斐市水道事業の現状について
 - (3) 料金改定の経緯と今後の予定について
- 8 その他
- 9 閉会

甲斐市水道審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和3年8月26日～令和5年8月25日

番号	区分	役職	氏名	所属団体	備考
1	識見		シオザワ マサユキ 塩沢 正行	(甲斐市自治会連合会 会長) 甲斐市自治会連合会竜王支部長	竜王地区
2			モギ マサカツ 茂木 政勝	(甲斐市自治会連合会 副会長) 甲斐市自治会連合会双葉支部長 ※R5.5.19～	双葉地区
3			ナカムラ ミキオ 中村 己喜雄	甲斐市商工会会長	竜王地区
4			クスギ チトフ 功刀 千斗夫	甲斐市商工会副会長	双葉地区
5			サイトウ イチゾウ 齋藤 一三	甲斐市商工会理事	竜王地区
6	使用者		カツラシマ エミ 桂嶋 恵美	女性団体連絡会会長	竜王地区
7			タナカ ヨウコ 田中 陽子	女性団体連絡会理事	竜王地区
8			カネモト ヨウコ 金本 陽子	女性団体連絡会理事 ※R5.7.19～	双葉地区
9			ハナガタ ヤスヒコ 花形 保彦	社会福祉協議会評議員	竜王地区
10			アベ トモコ 阿部 智子	社会福祉協議会評議員	双葉地区

○甲斐市水道審議会条例

平成16年9月1日

条例第154号

改正 平成22年12月20日条例第19号

令和元年6月28日条例第7号

令和2年12月21日条例第29号

(設置)

第1条 本市の水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）の適正な運営を図るため、甲斐市水道審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市の水道事業等について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 水道使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、公営企業部上下水道業務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月21日条例第29号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

1. 甲斐市水道審議会について

本市の水道事業等の適正な運営を図るため水道審議会を設置し、水道事業等について市長の諮問に応じ必要な事項を協議する。任期は2年で再任は妨げない。

【近年の水道審議会の開催状況】

- (1) H24 開催 甲斐市水道事業における適正な水道料金について
 - ・水道料金を10%値上げ（施行日 H25.7.1 12月検針分から）
- (2) H27 開催 第2次水道ビジョンの策定について
 - ・第2次水道ビジョン（案）における水道事業の方向性は妥当であると答申
- (3) H28 開催 甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画の策定について
 - ・甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画（案）について審議し妥当であると答申
- (4) H30 開催 甲斐市水道事業における適正な水道料金について
 - ・水道料金を平均27%値上げ（施行日 R1.4.1 6月検針分から）

答申内容

- (1) 水道料金の値上げについて
 - (2) 適正な水道料金（料金改定率）について
 - (3) 料金改定の時期について
- (5) R3 開催 甲斐市第2次水道ビジョン及び甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画 中間見直しの策定について
 - ・甲斐市第2次水道ビジョン及び甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画 中間見直し（案）について審議し妥当であると答申